

津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（2次避難計画）について

【概要】

南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.1程度）が発生した場合、津波の発生が想定されています。

津波で区内の学校園等の災害時避難所が浸水すれば、避難所としての機能確保が困難となります。その場合、災害時避難所の不足が想定されるため、津波により浸水していないもしくは一部のみの浸水でとどまる区において災害時避難所を確保し、行政区を越えて避難できる計画である「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（以下、2次避難計画という）」を策定しました。

【2次避難計画の前提条件】

（1）移動単位

避難受入区での避難所運営を円滑に行うだけでなく、避難生活が長期に及んだ場合などを考慮し、同一地域の方は同一避難所で受け入れることを基本とする。

（2）避難ルート

通行可能と考えられる大きな道路を通行することとする。

（3）移動速度

途中の休憩や補給時間等を考慮し、昼間1.5km/hとする。また、夜間は停電などの影響も考慮し、昼間の半分である0.75km/hとする。

（4）避難場所

津波の浸水エリアに所在する災害時避難所は、浸水深が0.5m以上ある場合は使用しない（0.5m未満であれば使用する）。

津波の浸水が想定される区において、自区内での避難が可能な住民は自区内で避難する。

避難受入区では、基本的に自区の避難者は小学校、他区からの避難者（2次避難者）は小学校以外の中学校等の避難施設に避難させる。

（ただし、実際の発災時には、小学校以外の中学校等の避難施設を当該区の住民が利用している場合も十分に起こり得るため、事前に受入先の区に避難可能な避難施設及びその人数を確認し、受入可能な人数のみを避難させる。）

2次避難計画 スケジュールイメージ

区名	2次避難者数 (単位：人)	X月1日		X月2日		X月3日		X月4日		X月5日		X月6日		X月7日	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
西淀川区	65,000	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→
淀川区	23,250	←	→	←	→	←	→	←	→						
此花区	44,250	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→
福島区	36,000	←	→	←	→	←	→	←	→						
西区	28,750	←	→	←	→	←	→	←	→						
港区	41,000	←	→	←	→	←	→	←	→						
大正区	28,750	←	→	←	→	←	→	←	→						
西成区	4,891	←	→	←	→	←	→	←	→						
合計	271,891	X月1日・・・4:10発災 同日・・・6:00津波到達 X月2日・・・大津波警報解除 午前=6:00~11:59 午後=12:00~20:00 ←→ は垂直避難（避難行動不可） ←→ は浸水継続 ←→ は2次避難可能													

淀川区の2次避難計画（例）

住民数（夜間人口）	183,000人	避難者数	23,250人（35,500人）
1次集結地	区内各小学校		
第1避難先区	淀川区	第1避難先区受入数	12,250人
第2避難先区	鶴見区	第2避難先区受入数	13,250人
第3避難先区	旭区	第3避難先区受入数	10,000人
主な避難路	淀川通、城北公園通、都島通、花博通、十三筋、城北菅原筋、新御堂筋、市道歌島豊里線、城北川沿遊歩道、府道159号線、国道1号線、国道163号線、国道176号線、国道479号線、府道8号線、府道10号線		
避難の期間	2日間（X月3日～X月4日）		
平均移動時間	淀川区外 8時間	平均移動距離	淀川区外 11.0km
	淀川区内 3時間		淀川区内 3.4km